○令和8年度　検診・健診等の自己負担免除手続きの流れ

・70歳以上の方
（昭和32年4月1日以前生まれの方）
・生活保護を受給している方
・中国残留邦人等の給付を受けている方
これらに該当しますか？

はい →

自己負担額は免除となります。
受診券をお持ちになり、医療機関・集団検診受付でご提出ください。

※生活保護受給者・中国残留邦人等の給付を受けている方
基本健診は受診券がありませんので、生活保護受給者は生活保護費受給票、中国残留邦人等の給付を受けている方は支援給付の本人確認書をお持ちになり、医療機関・集団検診受付でご提示ください。

【各種検診無料の方】
・肝炎ウイルス検診…年度末年齢40,45,50,55,60,65歳の方
・乳がん検診…年度末年齢41,46,51,56歳の方
・子宮がん検診…年度末年齢20,21,22,24,26,28歳の方

↓ いいえ

市県民税非課税世帯に属していますか？
（同一世帯の方全員が非課税ですか？）※

はい →

受診予定日はいつですか？

令和8年4,5月 →

令和7年度（令和6年分）の市県民税の課税状況にて判定いたします。
費用免除申請書を記入し、令和8年5月中旬までにご申請ください。
※作成に1週間ほどお時間をいただきますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

同一世帯内で、
令和7年1月2日以降に
市外から大和市に転入した方がいる場合、
免除申請書に併せて、該当の方の非課税証明書
（令和7年1月1日に居住していた自治体にて発行）を添付してください。
（証明書の発行には手数料がかかります）

↘ 免除証明書が発行された方

自己負担額は免除になります。
受診券と免除証明書をお持ちになり、医療機関・集団検診会場でご提示ください。
【証明書有効期限】 令和8年5月31日

↓ 令和8年6月以降

令和8年度（令和7年分）の市県民税の課税状況にて判定いたします。
費用免除申請書を記入し、令和8年6月以降にご申請ください。
※作成に1週間ほどお時間をいただきますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

同一世帯内で、
令和8年1月2日以降に
市外から大和市に転入した方がいる場合、
免除申請書に併せて、該当の方の非課税証明書
（令和8年1月1日に居住していた自治体にて発行）を添付してください。
（証明書の発行には手数料がかかります）

↓ 免除証明書が発行された方

自己負担額は免除になります。
受診券と免除証明書をお持ちになり、医療機関・集団検診会場でご提示ください。
【証明書有効期限】 令和9年5月31日

↓ いいえ

自己負担額は免除とならないため、医療機関・集団検診会場にて自己負担額を支払い、受診してください。

※【市県民税非課税世帯の方共通】 記入例をご確認ください。
窓口申請の場合…本人確認書類（住所・氏名・生年月日が確認できるもの）をご持参ください。
郵送申請の場合…本人確認書類（住所・氏名・生年月日が確認できるもの）の写しを併せてご提出ください。
いずれも、即日での発行はできませんのでご承知おきください。
申請書は希望される方の分をご提出ください。
※郵送での発行をご希望の場合
必要分の切手を貼付した返信用封筒（送付先記入済みのもの）を併せてご提出ください。

検診・健診を受診後に免除申請をしても、自己負担額の返還はできませんのでご注意下さい。